提案型ネーミングライツスポンサー募集要領

１　提案型ネーミングライツの概要

碧南市では、公共施設等において、集客力の上昇、自主財源の確保と施設経営の長期安定化を図るため、提案型によりネーミングライツスポンサーの募集を行います。

 (1) ネーミングライツによる名称

正式名称は変更せず、愛称とします。契約期間中は、原則として、愛称の変更をすることができません。また、市は愛称の普及のため、次のとおり協力します。

ア　愛称の決定につき記者発表し、市のホームページで公表します。

イ　市の各種広報において愛称を使用するとともに、各種機関に対しても愛称の使用を働きかけます。

ウ　なお、ネーミングライツ導入後は、市は愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更せず、市会議案などにおいて必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。また、条例上の施設名称は変更されません。

(2) 命名権の対価

命名権の対価としては、金銭のほかに、対象施設等への役務（サービス）の提供なども可能です。

(3) 契約期間

ネーミングライツの希望契約期間は、原則として３年以上とします。

２　対象施設等

(1) 提案の対象

ア　市役所庁舎等ネーミングライツになじまない施設（※１）を除く、不特定多数の市民が利用する施設（碧南海浜水族館、臨海体育館、碧南スケートボードパーク等）。ネーミングライツになじまない施設でも、部屋や機器等の一部には導入可能です。

イ　本市が実施するイベント等

※１ ネーミングライツになじまない施設の例

ア　庁舎

イ　学校、保育園等

ウ　その他ネーミングライツを導入することにより、市民生活への影響や教育的な配慮を要する施設等

３　提案資格

政治的または宗教的目的を主たる目的とする法人その他の団体および「碧南市広告掲載実施規程」（以下「規程」という）（※）第３条第１項に定める業種・事業者を除き、ネーミングライツスポンサーになることを希望する法人その他の団体等（個人事業主を含む。以下「提案者」と言う。）が提案できます。また、愛称は規程第３条２項の掲載基準にいずれも該当しないものであること。

ただし、提案者は、提案書提出の日からネーミングライツスポンサーの決定までの間に、「碧南市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないことが条件となるので、提案者の代表者（法人の場合は、法人の役員全員を含む）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会させていただくこともあります。

※碧南市広告掲載実施規程（抜粋）

（広告掲載の基準）

第３条　第３条　次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する営業又はこれに類する業種

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する業種又はこれに類する業種

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

(4) 税を滞納している事業者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

(6) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

２　次に掲げる内容の広告は、掲載しないものとする。

(1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 個人の主義又は主張に関するもの

(6) 国又は地方公共団体が広告掲載に係る企業、製品、商品若しくはサービスを推奨していると誤解を招くおそれがあるもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 射幸心をあおるもの

(10)その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

４　審査の流れ（概要）

ネーミングライツスポンサーの選定は、次のとおり進めます。

(1) 【提案者】事前相談の申し入れ

提案型ネーミングライツへの提案を希望される方は、対象となりうる施設かどうかや愛称の条件などの確認が必要なため、様式１を記載して、必ず本市との事前相談を行ってください。

(2) 【提案者】提案書の提出

（１）の事前相談終了後、提案書（様式２）の提出により、具体的な提案をしていただきます。

(3) 碧南市広告審査会（審査）

本市の全庁会議である「碧南市広告審査会」に報告し、審査を行います。ここでは提案内容について審査し、審査結果は提案者に通知します。その後、速やかに本市と提案者（ネーミングライツスポンサー）で契約書の締結を行います。

５　提案等にあたっての費用負担

以下の費用に関しては、原則、ネーミングライツスポンサーの負担とします。

(1) 提案及び契約締結に係る諸費用

(2) 施設等に関するパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更費用

(3) 既存の看板の付替え費用

※　付替え費用の算定については、ネーミングライツスポンサーで行っていただきます。

※　契約期間満了後、契約を更新しない場合、ネーミングライツスポンサーの負担で原状回復を行っていただきます。

なお、本市ホームページの表示変更は本市で行います。

６　必要書類等の提出

　　提案型ネーミングライツについては、随時、提案に関するご相談、提案書の提出を受け付けております。

(1) 事前相談申込書の提出

「事前相談申込書（様式１）」に必要事項を記載していただき、「９」のとおり提出してください。

希望する対象施設等について、確認をさせていただきます。

(2) 提案書及び添付書類の提出

事前相談の終了後、「提案書（様式２）」に必要事項を記載していただき、「提案書」に記載されている添付書類（法人等概要等）をあわせて、「９」のとおり提出してください。

７　留意事項

(1) 契約の解除

ネーミングライツスポンサーの事情、違法行為等により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

(2) 指定管理者との関係

指定管理者が選定されている施設に提案される場合は、指定管理者との協議が必要なため、契約締結までに時間を要することがあります。

８　その他

(1) 提案の金額については、消費税抜きの金額でご提案ください。ただし、契約額は提案金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額になります。

(2) 金額の支払いは、原則として、愛称の使用開始日の翌月末までに当該年度分を一括して納付していただき、その後は毎年度４月末に当該年度分を一括して納付していただきます。当該年度の月数が１２月に満たない場合は、月割り（１月未満の端数がある場合は、１月として計算）とし、年額を１２で除した額に当該年度の愛称を使用する月数を乗じ、１円未満の端数を切り捨てます。（端数の切り捨てにより、年額に契約年数を乗じた額に満たない場合は、最終年度に調整します。）

(3) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

(4) 決定した愛称及びロゴマーク等に関する知的財産（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する権利をいう。）は、市及び指定管理者が無償で使用できるものとします。

(5) １者が複数の施設等への愛称を提案することができます。事前相談については、１通の申込書に複数件の記載も可能です。なお、事前相談後に記入する提案書は、提案対象施設等ごとに提出してください。

(6) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施します。また、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査における意見等に基づく、協議による修正を妨げるものではありません）。また、提出された提案書等は返却されません。

(8) 相談の結果、内容について変更していただくこともあります。

(9) 情報公開請求があった場合には、「碧南市情報公開条例」に基づき対応します。

(10)提案を途中で辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(11)提案書に故意による虚偽の記載があった場合には、失格となる場合があります。

(12)内容に疑義が生じた場合は、協議します。

９　問い合わせ先、提案書提出先

碧南市役所　企画財政部　財政課　財政係（市役所５階）

　　住所　碧南市松本町２８番地

　　電話　０５６６―９５―９８６９（直通）

　　Eメール　zaisei@city.hekinan.lg.jp

　　提出部数　１部

　　提出方法　持参または郵送もしくはEメール（Eメールの場合は、電話連絡要）

　　受付時間　８時３０分から１７時１５分まで

　　　　　　　（土日、祝日及び年末年始を除く。）